

## 平成30年第11回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年11月28日(水) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(9人)  
農業委員 中山 一一 谷山 次則 佃 正人 田代 洋一  
齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳 佐美三 守  
堀 城
4. 欠席委員 金田起代子 山本 賢一 太田 桂子
5. 議事録署名者指名 田代 洋一議長  
議事録署名委員 佐美三 守 堀 城
6. 議 事
  - (1) 議案 第40号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
  - (2) 議案 第41号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
  - (3) 議案 第42号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
  - (4) 議案 第43号 農用地利用集積計画の同意について
  - (5) 報告 第9号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

伊藤局長 それでは研修もお疲れ様でした。2か月続けての研修ということで大変申し訳なく思っておりますが、それでは、平成30年第11回の農業委員会の総会を開催いたしたいと思えます。  
本日は、農業委員さんの出席者数は12名中9名ということで過半数の出席に達しておりますので、本日の総会が成立したことをご報告させていただきます。  
それでは、開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長 今日はお忙しい中、第11回の農業委員会総会にお集まりいただきありがとうございます。早いもので今年もあと1カ月となりました。皆

様も大変お忙しいと思います。私も今麦植えと麦が終わったら国の補助事業で暗渠排水事業と市単独災害と田んぼの均平事業の段取りでじたばたしております。そういう訳で非常に忙しいですけども、今日は議案が4件、報告が1件です。スムーズな審理をお願いしまして、簡単ですけど私のあいさつといたします。

伊藤局長 ありがとうございます。  
次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条の規定により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長 それでは、平成30年第11回農業委員会総会を開会します。本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、佐美三委員さんと堀委員さんをお願いします。  
それでは、ただいまから議案審議を行います。  
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになります。確認委員さんには説明をお願いいたします。  
それでは、今月の議案審議をお願いいたします。  
議案第40号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長 それでは、申請番号1番について、確認委員は私ですので、説明をいたします。2ページをお願いいたします。

田代委員 譲渡人、譲受人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は247㎡、耕作面積は80,374㎡、申請面積は247㎡、貸借形態は所有権（無償）、譲受理由は規模拡大、譲渡理由は経営縮小、権利の種類は贈与であります。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明いたします。申請人は、走潟町で営農している法人であり、申請地までの通作距離は、約500m、法人設立から16年経過しており、農機具も所有し、主たる作物は、米・野菜になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番と3番は同一案件ですので一括して説明をお願いします。確認委員は佐美三委員さんです。

佐美三委員 申請番号2番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積191㎡、耕作面積29,771㎡、申請面積191㎡、貸借形態所有権（無償）、譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族4名、贈与であります。続きまして申請番号3番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、2筆合計の725㎡、耕作面積29,771㎡、申請面積725㎡、譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族4名、贈与であります。よろしく願います。

田代議長 委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番、3番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は、約1キロで、農業年数27年、農機具も所有し、主たる作物は、みかんになります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番と3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番と3番については承認をいたします。申請番号4番について、確認委員は佐美三委員さんですので説明をお願いします。

佐美三委員 申請番号4番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積674㎡、耕作面積49,516㎡、申請面積674㎡、貸借形態所有権（有償）、譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族2名、売買であります。どうぞよろしくをお願いします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号4番について補足説明いたします。申請地までの通作距離は、約4キロで、農業年数37年、農機具も所有し、主たる作物は、米・みかんになります。以上です。

田代議長 補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので4番については承認いたします。以上で議案第40号については4件承認を得ましたので、許可書の交付をお願いします。

次に議案第41号、「農地法第4条の規定による農地転用の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

申請番号1番について、確認委員は谷山委員さんですので、説明をお願いします。

谷山委員 それでは1番について説明いたします。申請人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況畑、登記面積495㎡、転用目的は個人住宅1棟149.05㎡です。以上です。よろしくをお願いします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら

お願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明します。地図は5ページです。申請人は、神合町に居住している個人であり、平成28年熊本地震で住宅の被害を受け、建て替えを計画しており土地を探していたところ、申請地が住環境が整っており適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、現在の住居がある場所は、災害危険区域になっており現在の場所での建て替えは断念しています。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。以上で議案第41号については承認を得ましたので許可書の交付をお願いします。次に、議案第42号「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。申請番号1番について、確認委員は齊藤委員さんですので、説明をお願いします。

齊藤委員 はい1番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積481㎡、うち転用面積481㎡。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的、個人住宅88.31㎡でございます。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号1番について補足説明します。地図は9ページです。申請人は、八代市に居住している個人で、現在借家住まいであり、住宅建築する土地を探していたところ、申請地が、両親の住まいと近く

便利であり、また、住環境が整っており適していると考え、今回の転用申請となりました。

申請地は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と思われませんが、不許可の例外に該当し、許可は可能です。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について、確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号2番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況雑地、登記面積299㎡、うち転用面積同じく299㎡。権利の種類は所有権(有償)売買です。転用目的は社員の駐車場です。よろしく願いいたします。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明します。地図は10ページです。申請人は、御船町で建築用材の製造・販売等を営む法人であり、申請地の隣接地に工場を稼働していますが、現在従業員駐車場が手狭であり、土地を探していたところ、申請地が工場の隣接地であり適していると考え、今回の転用申請となりました。なお、申請地はすでに造成してあり始末書添付の案件となります。申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われれます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。意見ありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。  
申請番号3番について、確認委員は中山委員さんですので、説明をお願いします。

中山委員 はい申請番号3番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。2筆ありまして登記畑、現況畑が82㎡、田のほうが現況田で421㎡、2筆合計の503㎡、権利の種類は所有権(有償)売買です。転用目的は、建売住宅2棟、79、48㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号3番について補足説明いたします。地図は11ページです。申請人は、熊本市で不動産業等を営む法人で、申請地は住居環境がよく、商業施設等が近く、建売住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。  
申請地は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地の基本的な区分のいずれの要件にも該当しない農地であり、その他の農地として第2種農地に位置付けられると思われます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、3番については承認をいたします。  
申請番号4番について、確認委員は谷山委員さんですので説明をお願いします。

谷山委員 はい、申請番号4番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑。登記面積383㎡、うち転用面積383㎡。権利の種類使用貸借権設定です。転用目的は個人住宅55、86㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員の説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたら

お願いします。

事務局 はい、申請番号4番について補足説明いたします。地図は12ページです。申請人は、神馬町に居住する個人であり、現在実家に同居しており手狭なため、マイホームを建設する土地を探していたところ、申請地が実家に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、土地計画区域の用途地域として第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。申請番号5番について、確認委員は金田委員さんですが欠席ですので事務局から説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況すべて田、登記面積6筆合計の1,303㎡、転用面積同じく1,303㎡。権利の種類賃借権設定。転用目的駐車場です。以上です。よろしく願いいたします。続きまして説明します。地図は13ページです。申請人は、熊本市で釣り具用品の小売り等を営む法人であり、城之浦町にある店舗の釣り客の集合場所や乗り合わせでの駐車場として利用していた第2駐車場の契約期間が終了したため、新たな場所を探していたところ、申請地が店舗に近く適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域の用途地域として第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さん方のご意見はありませんか。

委員 この土地は、すでに造成している土地ではないのか。

- 委員 その土地は、以前申請があったコンビニです。今回はその隣接地になります。どこのコンビニなのかわからないか。
- 事務局 以前申請が出ていたコンビニになります。申請人は個人名ですのでコンビニの会社名まではわかりません。
- 田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。以上で、議案第42号については5件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第43号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。それでは事務局より説明をお願いします。
- 事務局 はい、説明いたします。番号75番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目が3筆とも田、面積が合計の2,595㎡、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間の賃借権の再設定であり、借賃は10a当り米1俵となっております。番号76番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目田、面積が500㎡で平成30年12月1日から平成35年11月30日までの5年間の賃借権の再設定となっており、借賃は10a当り米1俵となっております。続きまして番号77番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書のとおりです。地目が3筆とも樹園地で、面積が合計の1,078㎡、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間の賃借権の再設定となっており、借賃は3筆で30,000円となっております。番号78番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目樹園地、面積が1,409㎡で、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間の賃借権の再設定であり、借賃は1筆当たり20,000円となっております。番号79番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積が702㎡で、平成30年12月1日から平成40年11月30日までの10年間の賃借権の再設定であり、借賃は1筆当たり10,000円となっております。番号⑧番これは公社を通しての売買になります。買手、売手物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積が3,472㎡、所有権の移転となります。番号⑥番、買手、売手物件の所在は議案書記載のとおりです。続きまして17ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況の一覧表となっております。次に18ページをお開きください。こ

らに左側が今月の農用地利用権設定となっております。合計だけを読み上げますと、利用権の設定が6, 284㎡, 所有権の移転が3, 472㎡となっております。そして右側が1月からの累計となります。合計だけ読み上げますと利用権設定が226, 223㎡, 所有権移転が32, 962㎡行われております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 よろしいですか。異議なしとのことで議案第43号については決定いたします。次に報告第9号「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番, 解約農地は議案書記載の通りです。地目田, 面積247㎡で賃貸人, 賃借人は議案書記載の通りです。平成30年11月12日付け, 3条申請(贈与)のための解約となっております。番号2番, 解約農地は議案書記載の通りです。地目畑, 面積383㎡で賃人, 賃人は議案書記載の通りです。平成30年11月12日付け, 5条申請のための解約となっております。以上です。

田代議長 以上で, 予定しておりました案件はすべて承認いたしました。その他, 事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 私から通知しておりましたけど, 12月4日にブロック別研修会が行われますので出欠は以前とっておきまして, 集合が12時15分集合でお願いいたします。昼食は済ませてからお願いします。2時間ほどの研修になりますのでよろしくお願いします。  
それともう一点ですが, 12月の総会を26日に予定しております。毎年総会後に忘年会の開催を予定しております。担当地区は網津地区になっています。場所については宝友を予定しております。出欠につきましては後日の通知で連絡しますのでお願いします。  
以上ですので閉会のあいさつを佐美三副会長にお願いします。

佐美三副会長 3時から研修, その後総会と長時間にわたりお疲れ様でした。以上

をもちまして平成30年第11回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 佐美三 守 印

議事録署名人 堀 城 印